

○東京藝術大学名誉客員教授称号授与規則

〔昭和28年5月15日〕
制 定

| | | |
|----|------------|-------------|
| 改正 | 昭和38年3月28日 | 昭和59年7月19日 |
| | 平成15年3月27日 | 平成16年4月1日 |
| | 平成18年3月23日 | 平成25年10月24日 |
| | 平成27年3月26日 | 平成28年4月21日 |
| | 平成30年5月22日 | |

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学名誉客員教授（以下「名誉客員教授」という。）の称号授与の要件その他必要な事項について定めるものとする。

(称号授与の要件)

第2条 名誉客員教授の称号は、次の各号のいずれかを満たす者とする。

(1) 我が国の芸術並びに本学の教育に貢献した者

(2) 芸術及び教育研究の分野において、世界的に活躍する有識者であって、かつ、本学への功労が多大であると認められる者

(称号の授与)

第3条 名誉客員教授の称号の授与は、学部又は研究科の教授会（教授会を置かない部局にあっては当該運営委員会）の推薦並びに教育研究評議会の意見を参考として、学長が決定し、授与する。

(名誉客員教授記の様式)

第4条 名誉客員教授の称号の辞令様式は、別紙様式1又は別紙様式2のとおりとする。

附 則

この規則は、昭和28年5月15日から施行し、昭和28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和38年3月28日から施行し、昭和38年1月18日から適用する。

附 則

1 この規則は、昭和59年7月19日から施行する。

2 東京芸術大学外国人名誉客員教授称号授与に関する申合せ事項（昭和42年7月13日評議会申合せ）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成15年3月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年3月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年5月22日から施行する。



東京藝術大学

TOKYO UNIVERSITY OF THE ARTS

氏 名

東京藝術大学名誉客員教授の称号を授与します。

(元号) 年 月 日

東京藝術大学長

氏 名

公 印



東京藝術大学

TOKYO UNIVERSITY OF THE ARTS

hereby confers upon

(名 前)

the title of

Visiting Professor Emeritus

this ____ (st/nd/rd/th) day of Month, year

Signature

Name , President

備考1 外国人用

2 被授与者の属性に応じ「Honorary Visiting Professor」の称号を使用することができる。